

第2章 子育て支援施策・事業

1 支援施策

(1) 地域における子育て・子育ての支援

【現状と課題】

時代の変化の中で、人がそれぞれに抱く人生観・価値観も変わり、核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化などが進行してきました。

このことは、家庭・地域における子育て力の低下の原因となっており、日本の今後を担う青少年の健全育成を考える上で、重要な課題となっています。

特に、核家族化は、結果として母親の子育ての負担が増えることにつながるとともに、地域コミュニティの希薄化といった時代の中では、地域の中での孤立という状況にもなりかねません。

また、ゲームやインターネットの普及により、一人でも楽しむことができるようになり、地域では、子ども同士が異年齢集団で遊ぶ姿を見かけることも少なくなっています。集団遊びの中で培われる「子ども自身の育つ力」も低下しているように思われます。

核家族・夫婦共働き・ひとり親世帯が増加している中で、家庭だけでは十分に子育てができない保護者を地域で支援する仕組みを充実する必要があります。

地域の方々が、子育てする若い母親を支えるために実施している「子育てサロン」、子育てと仕事や介護を両立させるために、子どもの預かりを行う「ファミリー・サポート・センター」、両親共働き家庭の小学生の放課後の居場所となる「放課後児童クラブ」、子育てに悩む家族等に対する「相談事業」などの、子育て支援事業を充実させていくことが必要です。

また、子どもが公園などの屋外で、子ども同士で遊ぶことにより、体力を育み、子ども自身の「育つ力」が養われることとなります。子どもが安全に遊べる環境を整えるため、公園の整備を進めることも必要です。

旧来地域に存在していた地域子育て力が衰退してきていますが、これを取り戻し、本来、子ども自らが持っているはずの、逞しく・健やかに育つ力「子育て力」を向上するために、行政、地域が一体となった環境づくりを推進していきます。

【施策】

① 地域連携による支援

地域において培われる子どもの育つ力「子育て力」を高めるため、市民の皆さんや子育て支援に取り組む団体との協力、連携のもと、各種の施策に取り組みます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、登録者数が年々増加しており、女性の就労支援の側面からもその必要性が高まっています。アンケート調査によると、クラブ室の広さや衛生面に不満を感じている回答もあることから、計画的な施設整備を進めていきます。

ファミリー・サポート・センター事業については、現状、委託会員（子どもを預けたい人）の数に対して受託会員（子どもを預かる人）が充足できていますが、ひとり親が利用する場合の助成制度が平成27年度に開始されることや、女性の就労促進施策から、今後委託会員数・利用件数ともに増加することが予想されるため、引き続き受託会員の確保に努めます。

富士宮市社会福祉協議会が推進する子育て支援拠点（子育てサロン）創設事業については、現在15か所にまでその数を増やしております。地域の方々のご理解・ご協力により実施され、地域における子育て支援を広めるうえで効果的な事業であると考えます。市として、引き続き事業実施への補助・協力をしていきます。

県が実施する子育て優待カード事業については、子育て家庭を地域全体で応援する制度として、広く周知に努めるとともに、協賛事業所の増加にも努めます。

② 子どもの遊び場の充実

子どもは、遊びを通して体力・知力を育みます。

子どもが安心して外で遊ぶことができるよう、公園や児童遊園の遊具の安全や、年齢にあった遊具を整備するとともに、体力増進・発育・発達などの促進なども考慮し、公園環境の整備・充実に取り組みます。

さらに、公立保育園の園庭を開放し、未就園児が遊べる空間を確保します。

③ 家庭の子育て力の向上

子どもが健やかに成長するために、最も重要な役割を担っているのは家庭です。

保護者には子育てについて第一義的責任があることを前提に、子育てにおける親の役割を認識するために、「家庭教育学級」を開催します。

また、親子のふれあい事業の開催に当たり、利用者のニーズを探り、多くの親子が参加できるよう講座内容や定員を検討し、家庭の子育て力の向上を図ります。

さらに、広報紙や市ホームページの子育て関連情報の一層の充実を図るとともに、「子育てマップ」に掲載する情報の充実に努めるほか、「メールマガジン」の登録会員を増やし、市ホームページ等による子育て情報を多くの家庭に配信し、子育ての孤独感や不安の軽減を図ります。

④ 子育て相談の充実

「家庭児童相談室」、「地域子育て支援センター」、「青少年相談センター」などの各機関において、子どもや家庭、子育ての悩みなどについて気軽に相談できる場としての雰囲気づくり、運営体制の充実を図ります。

また、各相談機関相互が中心となり、保育園・幼稚園や学校などと情報供給を行うなどの連携をし、個々の相談に対してきめ細やかに対応していくよう努めます。



(2) 良質な保育・教育の提供

【現状と課題】

核家族化や急速な少子化の進行による家庭や地域の子育て環境の変化に伴い、子どもの健全な成長に、保育園や幼稚園が果たす役割は大きくなっています。

アンケート調査では、育児休業中の母親の復帰が希望する時期より遅くなった理由として、「希望する保育所に入れなかったため」が最も多い回答でした。

子育て家庭の保護者が仕事を安定的に確保する上においても、保育・教育の体制を確保することが重要になっています。

子どもが本来持っている「育つ力」を引き出すには、子どもがいきいきと暮らしていくことが大切です。

「子どもが、保育園等へ行くことを毎日楽しみにしている。」

「幼稚園教諭、保育士は、子ども一人ひとりをかけがえのない個性ある存在として愛情をもって保育する。」

このような質の高い保育を提供するとともに、保護者が信頼して子どもを預けることができる環境を整備することも必要です。

また、学力の低下もしばしば問題として取り上げられていますが、学校教育における「学力の向上」のほか、「豊かな心」、「健やかな体力」の育成も、子どもの健全な成長を図る上で重要なことです。

さらに、子どもの安全を確保するため、生活及び交通基盤の整備においては、子どもや子育て世帯に配慮して進めることや、犯罪から子どもを守るための取り組みも大切です。



【施策】

① 保育・就学前教育の体制確保

すべての子が健やかに成長することは、保護者だけでなくすべての人の願いでもあります。

子どもが、「豊かな心」と「健康な体」を育み成長していくことを支援するため、「保育園」、「幼稚園」、「認定こども園」において、乳幼児から就学前の児童に対し、子どもの発達に応じた質の高い保育・教育を切れ目なく提供する体制を確保します。

また、子育てと仕事の両立を実現するため、子どもを受け入れる体制を柔軟に運用するとともに、状況に応じて、「小規模保育」などにより、乳幼児の保育に対応するとともに、保護者が安心して働くことのできる環境の整備のため、「延長保育」、「一時預かり」、「休日保育」、「病後児保育」などの保育事業を推進します。

さらに、幼稚園、保育園舎などの整備については、国が示す設置基準等に併せ、改築・改修などの緊急性、必要性を整理し、計画的に進めます。

② 学力の向上

学習指導要領の基本的なねらいである、基礎的・基本的な内容の定着と自ら学び自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力をバランスよく培っていく「確かな学力が育つ授業」を進めます。

さらに、家庭との連携により、家庭における学習の習慣化への支援を行い、家庭読書や家庭学習を推進します。

③ 犯罪被害からの擁護

子どもたちが事件に巻き込まれることがないように、警察署と連携して保育園や幼稚園、学校に不審者情報を提供するとともに、市のホームページに掲載し、迅速な情報伝達を図ります。

また、「地域安全見守り活動」、「防犯パトロール」、「子ども 110 番の家」など、地域の方に守られている児童の安全を、さらに広げていくために、地域防犯の啓発を一層広めていきます。

さらに、携帯電話やインターネットによる有害情報や犯罪から子どもを守るため、青少年を取り巻く有害環境への対策を推進します。

④ 豊かな心の育成

人権を尊重し他人を思いやる心、公正を重視する心、自然や美しいものに感動する心、弱いものを助ける優しい心など、人間として健全な成長を遂げる上で、心の育成は重要なことです。

そのために、いろいろな国の文化にふれる機会を設けて、外国や他人の良いところを理解する広い心や、地域や学校での「花壇づくり」や「保育ボランティア」を通して、自然や幼い子に愛情を育むことができる豊かな心の育成に取り組みます。

また、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしていくために、「富士宮市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。

さらに、学校教育においては、道徳の授業の充実を図るとともに、全教育活動を通して、道徳教育に取り組みます。

⑤ 健やかな体力の育成

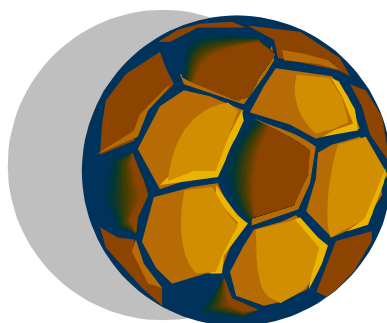
子どもがいきいきと生きていくために、体力が備わっていることが大切です。

近年、子どもの体格は向上してきましたが、体力は低下していると言われていきます。

当市では、たくましい体力や精神力を育むために、小中学校の「新体力テスト優秀校の表彰」や、「第9回世界女子ソフトボール大会」を記念して実施する小学校対抗の「小学生ソフトボール大会」、さらには親子の絆を深めることも兼ねた「親子富士登山」などを実施してきました。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、中学校の部活動（運動部）の充実を図るなど、子どもの健やかな体力の育成を図ります。

併せて、健康都市宣言の「一市民1スポーツ」を踏まえ、市民スポーツ祭への子どもの参加を呼びかけます。



⑥ 交通安全

子どもが交通事故に遭わないためには、子どもたちやその保護者に交通安全に対する意識を高めてもらうことと、車を運転する大人が交通ルールを守ることが重要です。

警察や交通安全母の会連合会などと連携し、「交通安全教室」や「自転車の安全な乗り方教室」などを実施し、交通安全教育の充実を図ります。

また、車の運転マナーの向上を図るため、警察、交通安全協会、交通指導員会などと協働し、交通安全運動を推進するとともに、市の広報誌や関係機関の活動の中で安全運転を呼びかけます。

さらに、交通危険箇所での交通規制や歩道整備のほか、カーブミラーや道路照明灯を設置するなど交通安全施設の整備に取り組みます。

⑦ 生活基盤の整備

子どもが通学や生活の中で安心して歩行できるように、歩道や歩行帯の整備を進めます。

また、市営住宅の整備において、子育て家庭が快適に生活できる居住環境を整えます。



(3) 子どもと親の健康の確保

【現状と課題】

核家族化や、地域とのつながりの希薄化などにより、子育て中の家族をまわりで支える力が弱くなっています。

さらに、経済的な格差や家庭環境の多様化による健康格差も生じています。

そのような中で、子育て不安の解消に対する支援、児童虐待予防、健康格差の解消への支援などが課題になっています。

子どもの健やかな発育や発達のために、関連機関や地域との連携を強化し、子どもに対してもまた親に対しても、個人や家庭環境の違い、多様性を認識した、妊娠期から出産・子育てに係る切れ目のない支援へ取り組みが必要です。

感染症対策については、日本の予防接種政策や、医療・公衆衛生の向上により、多くの感染症が克服されてきました。

しかし、諸外国との人や物の移動、地球環境の変化、社会行動様式の変化などにより、克服された感染症の再興や、新型インフルエンザ等の新しい感染症が出現し、世界中がパンデミックの脅威にさらされることが危惧されています。

市民の安全・安心を守るために、「うつさない」、「うつらない」ための啓発や、ワクチン接種による感染症予防の推進など、感染症予防対策の徹底を図ると共に、危機管理体制の確立が重要です。



【施策】

① 妊婦の健康の確保

不妊症や不育症に悩む人の治療費の助成を行い、経済的な負担の軽減に努めるとともに、リスクの少ない妊娠、出産の時期等についての知識の普及を図ります。母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、「妊婦健康診査」にかかる費用の助成を行い、経済的な負担の軽減及び妊娠中の健康管理に努めます。

また、妊娠中から支援の必要な妊婦の把握に努め、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

② 子どもと親の健康の確保

子どもが健やかに育つために、乳児全戸訪問、乳幼児健康診査、健康診査未受診者訪問などをおして、全ての子どもの健康状態の把握に努めます。

また、子どもの自己肯定感を高めるために、各事業をおし、親子の関わり大切さを啓発していきます。

支援の必要な子どもや保護者へは、養育支援訪問などによる継続的な支援を行います。また、関連する機関や地域との連携を強化し、妊娠期から出産・子育てに係る切れ目のない支援に努めます。

③ 食育の推進

健全な心身を培い豊かな人生を育むためには、子どもの頃からの食育が重要です。子どもの頃から望ましい食習慣を身につけるなど、生活習慣病予防などの健康づくりのための基盤形成が図られるよう、食育の推進に努めます。

また、毎月第3日曜日を「食卓の日」と定め、共食（家族と食事を共にすること）を推進していきます。



④ 小児医療連携の確保等

市内の小児科医や産婦人科医、さらに第三次救急医療機関（二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療。）との連携・調整を図り、安定した母子医療体制の確保と医療の充実に努めます。

⑤ 思春期保健の推進

成長期において情緒不安定になりがちな思春期において、自己肯定感を高められるよう、関係機関が連携し、乳児期からの継続的な支援に努めます。

また、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止や、命の大切さの認識、妊娠中絶・性感染症の危険性などの啓発をとおり、健康について自己管理ができるよう支援します。

⑥ 感染症の予防

予防接種の推進、手洗いうがい等の予防行動啓発、感染症の流行に合わせた周知を行い、感染症の拡大・蔓延を防止します。

また、新たな感染症などの発生に備え、「富士宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」の具体的な対応手順となる「行動マニュアル」を策定します。



(4) 配慮が必要な児童・家庭の支援

【現状と課題】

核家族化が進行し、地域社会との関係の希薄化が進んでいます。

その中で、子育て家庭が育児をする上で孤立してしまい、周囲に子育ての悩みを相談できる相手もないことから、不安や悩みをひとりで抱え込み、孤立感や疲労感から児童虐待に及んでしまうという、大変残念で悲しい事例が発生しています。

児童虐待は、絶対に許されるものではありません。児童福祉部門のほか、保健、医療、教育、警察、司法など、幅広く総合的に取り組むべき課題です。

また、気になる子どもが増え、発達障害に対する認識も広がってきてはいますが、地域や保護者においても正しい知識・理解が充分にはなされていない状況にあり、相談をためらう保護者もいます。子どもの発達に不安を抱えた保護者を支え、適切な療育につなげ、子どもの健やかな育ちを支えていくために、発達相談・療育支援の専門機関としての療育支援センターが設置されたことから、これを核とした療育支援体制の構築が求められています。そして、小中学校においては、いじめや不登校の問題が顕在化していることから、スクールカウンセラーの配置や、関係機関の連携による支援体制の強化により健全な子育てを支える取り組みも求められています。

さらに、障がいなどを持つ子どもが増え、専門調査や相談件数が増加してきていることから、障がい児や発達障がい児とその家庭に対する理解、特別支援教育に対する理解などを地域住民の皆さんに深めていただくこと、また、関係機関・団体の連携による支援体制の確立が求められています。

また、国際化の進展に合わせて、外国人の子育て家庭への支援についても、取り組まなくてはならない課題です。

【施策】

① 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止を推進するため「要保護児童対策地域協議会」との連携により、児童の権利、児童虐待通報義務などについての啓発に努めるとともに、児童虐待についての相談をしやすい地域子育て支援センターや乳児家庭全戸訪問事業などの予防的な社会資源の環境整備に努めます。

また、保育園、幼稚園、学校、警察、児童相談所などの関係機関や、民生委員児童委員協議会（主任児童委員）、更生保護女性会、地区社会福祉協議会などの関係団体と連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、再発を防止するため、保護者や心に傷を負った子どもに対する精神的なケア体制及び相談支援体制の充実を図ります

② 発達が気になる子の療育支援

子どもも家族も安心して地域で生活できるよう、日常生活や集団生活への適応を促すため、乳幼児健康診査や保育園・幼稚園において発達が気になる子の早期発見に努め、療育支援センターの発達相談・療育支援につなげるなどの連携を図り、乳幼児期の早期療育の充実に努めます。

また、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、幼児期から学齢期への子どもの成長に合わせた、一貫した支援を行い、途切れのない発達支援を目指します。

顕在化するいじめや不登校などに対応した取り組みとしては、スクールカウンセラーの配置などの取り組みにより健全な子育てを支援します。

③ 障がい児・発達障がい児の支援

「富士宮市障害者計画」及び「富士宮市障害福祉計画」に基づき、障がい児・発達障がい児に対する適切な療育・発達の支援、そして教育の充実を図るとともに、障がいなどのある子どもを育てる家庭に対する手当の支給や医療費の助成により、経済的な負担、および市民に向けた障害理解のための啓発活動の支援による精神的な負担の軽減に努めます。

特別支援学校などに通う、障がいなどのある子どもの放課後の生活の場を確保するとともに、日常的に介護する家族の休息及び親の就労支援を目的とする日中の活動の場を確保する事業の充実に努めます。

また、障がいなどのある子どもが増加傾向にあることから、専門調査や教育相談を通して、その子どもの特性に合った多様な療育、教育の環境整備と切れ目のない支援体制の整備に努めます。

④ 外国人家庭の支援

外国人の子どもや保護者が安心して生活できるように、保育園や学校、または官公庁などにおける、様々な手続きに係る通訳等の支援のほか、各種通知の翻訳、さらには、子育て家庭における生活相談などに対応してまいります。

また、広報ふじのみやを翻訳し、掲載されている子育て支援関連情報の提供を図ります。



(5) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

夫婦が希望する人数の子どもを持つことができない理由として、経済的な負担が要因の一つになっています。希望する子どもを産み育てることができるよう、生活基盤の改善を図るとともに、低所得の家庭の子の「子どもの貧困問題」への対応としても、医療費や幼稚園就園費に対する助成など、子育て家庭への経済的な支援が必要となっています。

また、少子化が進む中、子どもを産み育てる環境を改善するために、男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能となるよう、子育てと仕事の両立を支援することが求められています。家事や子育てなどにおいて、父親（男性）と母親（女性）が協力し合える関係が大切です。

「子ども・子育てアンケート」によると、現在就労していない母親のうち、未就学児の母親の 77.5%、就学児の母親の 66.6%が就労を希望していることから、女性が子育てをしながら活躍して働くことができる環境を整えることも大切なことです

仕事と家庭の時間の調和を図るため、多様な働き方の選択が可能な「働き方の見直し」を進めるとともに、性別による固定的な役割分担の考え方の転換を図るための広報・啓発活動も重要です。



【施策】

① 経済的な支援の充実

保護者の子育てに伴う経済的負担を軽減するため、法に基づく「児童手当」を支給するほか、「子ども医療費助成」や、幼稚園の「就園奨励費」の活用を推進します。

また、経済的に困窮する家庭には、小中学校の「就学援助制度」と、高校などへの進学の際の「奨学金」や「母子父子寡婦福祉資金」などの周知に努めます。

② ひとり親家庭の自立の支援

母子・父子のひとり親家庭において子どもと親が安定した生活を確保できるよう、「児童扶養手当」や、母子家庭等自立支援事業として「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」の給付、「母子父子寡婦福祉資金」の貸付、および「ひとり親自立支援相談員」による就業相談などにより、ひとり親の就業活動を支援します。

また、父子家庭に対する支援として、生活や育児などへの相談への対応をはじめ、必要な支援を行います。

新たに、親が未婚の子の保育料については、負担の軽減に取り組みます。

③ 男性の育児参加・働き方の見直しの啓発

仕事と家庭を両立させるには、夫婦（男女）が家庭責任を相互に協力して担い、男性が積極的に育児に参加することが重要です。

富士宮市男女共同参画条例の基本理念と男女共同参画プランに準拠し、「男女共同参画セミナー」の開催や、夫婦が互いにいたわりながら育児や家事に参画する意識の啓発を図ります。

また、日曜日に開催している「もうすぐパパママ学級パートⅡ」の内容を検討し、より多くの男性が参加できるよう努めます。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、育児休業制度などの労働者福祉制度の啓発を行います。

④ 子どもを産み・育てる環境の整備

不妊治療を希望する夫婦に対する治療費の助成を継続するとともに、新たに不育治療に係る経済的な負担の軽減にも取り組みます。

結婚し子どもを産み育てるためには、雇用や収入が安定し、将来への不安がないことが重要です。

安心して結婚し子育てを行うことができる生活基盤を確保するため、企業誘致のほか地域産業の育成強化を図り、雇用の場の創設・増強を目指します。

また、仕事と子育ての両立や男性の育児参加を促進するため、労働者団体との懇談会を開催し、労働環境の改善を働きかけます。

⑤ 男女の出会いの場の提供

未婚の主な理由として、「適当な相手にめぐり合わない」ことが挙げられています。

市では、国が推進する地域少子化対策強化事業に対応し、結婚しようという意識を醸成するための施策を実施するとともに、未婚の男女の出会いの場づくりを検討していきます。

また、富士宮市社会福祉協議会が実施する結婚相談の活用について、周知活動への協力を行います。

